

# 職業紹介業務の運営に関する規程

2025 年 4 月 1 日

神戸市中央区多聞通 3 丁目 3 番 9 号

神戸楠公前ビル 2 階

株式会社 K C S ソリューションズ

代表取締役 間瀬 治之

## 第 1 求 人

- 1 当社は、(取扱職種の範囲等)に関して、国内全域を対象として、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法および職業安定法等）違反のある場合および暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第 2 求 職

- 1 当社は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。

## 第 3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又または希望される場合には電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

- 5 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方および関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第4 その他

- 1 当社は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。  
また、当社の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
- 3 当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は職業紹介に関する個人情報適正管理細則に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が、当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者または求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認するまたは当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 当社の取扱職種の範囲等は、国内の全職種です。
- 7 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

#### 第5 改 廃

- 1 この規程の改廃は、社長の決裁による。

#### 第6 付 則

この規程は、2022年10月1日から施行する。従前の業務の運営に関する規程は廃止する。

- 改定 2023年8月25日 第2第3項から第4項削除、第3第4項削除・項番繰り上げ、  
別紙手数料表
- 改定 2024年4月1日 代表取締役変更
- 改定 2025年4月1日 別紙手数料表

以上

## 手 数 料 表

## ■手数料に関して

当社は、職業安定法に基づき、以下の通り届出制手数料率等の上限を定めております。求人者の皆さまと当社との個別の職業紹介における手数料等については、覚書または契約書で定めております。

求職者の皆さまにつきましては、職業安定法の定めにより、一切の手数料は発生いたしません。

## 【届出制手数料にかかる手数料表】

| サービスの種類および内容                                       | 手数料の額および負担者 |                                                                   |
|----------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 求人受理時の事務費用                                         | 負担の場合       | 1件につき<br>1,000円<br>(手数料負担は、求人者とします)                               |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス<br>【職業紹介サービス】               | 成功報酬        | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論<br>年収(※)の最大<br>50%<br>(手数料負担は、求人者とします)    |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・<br>助言サービス<br>【職業紹介の付加サービス】 | 成功報酬        | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論<br>年収(※)の最大<br>50%<br>(手数料負担は、求人者とします)    |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための<br>調査・探索                   | 基本報酬        | 次の額を上限とします<br>着手金 300,000円<br>活動1日あたり 30,000円<br>(手数料負担は、求人者とします) |
|                                                    | 成功報酬        | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論<br>年収(※)の最大<br>50%<br>(手数料負担は、求人者とします)    |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な<br>相談・助言                    | 成功報酬        | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論<br>年収(※)の最大<br>50%<br>(手数料負担は、関係雇用主とします)  |

(※)：理論年収とは、採用決定者の月次給与・所定外勤務手当12ヶ月分および理論上の通年賞与の他、通勤手当以外の諸手当、報奨金および一時金を合計した額とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

## ■返戻金制度に関する事項

紹介予定派遣を除く職業紹介に限り、以下の規定に沿って求人者に対し返戻をいたします。なお、求人者の皆さまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

|                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| 入社日より1ヶ月以内の一身上の都合による退職の場合       | 成功報酬の80%の返戻をいたします。 |
| 入社日より1ヶ月を超え3ヶ月以内の一身上の都合による退職の場合 | 成功報酬の50%の返戻をいたします。 |

## ■違約金などの取り扱いについて

求人者が当社の求職者の紹介に対し不採用通知を行い、その後12ヶ月以内に、求人者が当社の紹介によらずにその求職者を採用した場合、当社による紹介業務により入社したものとみなし、求人者は、上表【職業紹介サービス】の当該求職者の理論年収(※)に対する50%の報酬(消費税別)を違約金として支払うものとします。

許可番号  
事業所の名称  
所在地

28-ユ-300567  
株式会社KCSソリューションズ  
神戸市中央区多聞通3丁目3番9号 神戸楠公前ビル2階